

吸収合併に係る事後開示書面

2020年1月15日

ゲンゼ株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

2020年1月15日

グンゼ株式会社
代表取締役 廣地 厚

当社は、エルマ株式会社を消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020年1月1日

2. 消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求をしておりません。

(2) 反対株主の買取請求

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、消滅会社は、2019年11月20日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

3. 存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、当社は差止請求手続を行っておりません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、当社は反対株主の買取請求手続を行っておりません。

(3) 債権者の異議

存続会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、存続会社は、2019年11月20日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

4. 吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2020年1月6日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

2019年11月20日

エルマ株式会社
代表取締役 徳本和巳

当社は、グンゼ株式会社を存続会社とする吸収合併の消滅会社として、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙1のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

グンゼ株式会社は当社の完全親会社でありますので、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項

最終事業年度のグンゼ株式会社の計算書類等は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。なお、当社及びグンゼ株式会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

グンゼ株式会社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

合 併 契 約 書

存続会社 グンゼ株式会社
消滅会社 エルマ株式会社



合 併 契 約 書

グンゼ株式会社（以下「甲」という。）とエルマ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

第 2 条（合併当事者）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商 号 グンゼ株式会社

本 店 京都府綾部市青野町膳所 1 番地

（2）吸収合併消滅会社

商 号 エルマ株式会社

本 店 京都府亀岡市余部町新堂 1 0 番

第 3 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和 2 年 1 月 1 日とする。但し、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、会社法の規程に従い、これを変更することができる。

第 4 条（合併の承認決議）

甲は、会社法第 7 9 6 条第 2 項に定める簡易合併の規定に基づき、また乙は、会社法 7 8 4 条第 1 項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ないで合併を行う。

第 5 条（合併対価の交付）

乙は甲の完全子会社である為、甲は本合併に際して、乙の株主に一切の対価を交付しない。

第 6 条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は本合併では、資本金及び資本準備金の額を変更しない。

第 7 条 (承継する権利義務)

乙は、平成 31 年 3 月 31 日における貸借対照表、会計帳簿その他の計算書類を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2. 乙は、平成 31 年 4 月 1 日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

第 8 条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第 9 条 (従業員の引き継ぎ)

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

第 10 条 (変更及び解除)

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の事業もしくはこれらに属する財産に重大な変動を生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (法改正)

会社法その他法令の改廃に基づき本契約の変更又は修正が必要になった場合には、甲乙協議の上、必要な変更又は修正を行うことができる。

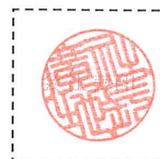
第 12 条 (協議事項)

本契約に定める事項の他、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に基づき、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約成立の証として、本書1通を作成し、各代表者が記名押印の上、甲が原本を、乙はその写しを保有する。

令和元年11月5日

(甲) 京都府綾部市青野町膳所1番地
グンゼ株式会社
取締役社長 廣地 厚



(乙) 京都府亀岡市余部町新堂10番地
エルマ株式会社
代表取締役 徳本和巳

